

2016年1月10日提出

國學院大學 経済学部「演習Ⅳ」ゼミ卒業論文 (担当教員 小木曾道夫)

今後需要が増していく社会福祉士とは

加藤 優人

目次

第1章 社会福祉士とは何か	1
第1章第1節 社会福祉士の概要	1
第1章第2節 社会福祉士の役割	2
第2章 社会福祉士になるには	3
第2章第1節 様々なルート	3
第2章第2節 それぞれのルートの特徴	4
第3章 社会福祉士に求められる資質	4
第4章 様々な職場での具体的な業務	5
第4章第1節 高齢者福祉施設における社会福祉士の仕事	5
第4章第2節 障害者の相談支援機関における社会福祉士の仕事	6
第4章第3節 児童福祉施設における社会福祉士の仕事	6
第4章第4節 措置制度に基づく高齢者福祉施設での社会福祉士の仕事	7
第4章第5節 地域包括支援センターにおける社会福祉士の仕事	8
第4章第6節 社会福祉協議会における社会福祉士の仕事	8
第4章第7節 医療機関における社会福祉士の仕事	9
第4章第8節 学校における社会福祉士の仕事	10
第4章第9節 独立型社会福祉事務所における社旗福祉士の仕事	10
第4章第10節 福祉事務所における社会福祉士の仕事	11
第4章第11節 児童相談所における社会福祉士の仕事	12
おわりに	12

第1章 社会福祉士とは何か

第1章第1節 社会福祉士の概要¹

社会福祉士とは、3福祉士と呼ばれる社会福祉のスペシャリストであり、生活していくうえで様々な困難や課題を抱えた人々を幅広く援助する職業をする者に与えられる資格である。これを名乗る為には国家資格を必要とする。社会福祉士及び介護福祉士法 第2条で

¹ 赤羽(2015:12-3) 参照

は『社会福祉士』とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう」と規定されている。国家資格を取った者だけが名乗れること、また、他者を援助する業務であることから、中途半端な仕事は許されない。身体、精神、環境と言っても、その中にはさらなるケースが存在し、また似たようなケースでも同じ方法で適切な支援が出来るとは限らない為、日々専門的な知識や技術に磨きをかけ、なおかつあらゆる場面で適切な行動が出来るよう、柔軟な思考を持っていなければならない。さらに、社会福祉に関する法律は改正されることが多いので、移り変わっていく法制度に乗り遅れないよう情報には敏感になっておく必要がある。国家試験を受ける際にも、法律改正には木を付けておかなければならない。また、3福祉士には他に介護福祉士、精神保健福祉士が存在する。

社会福祉士の資格には更新制度などは無く、一度取得してしまえば一生社会福祉士を名乗ることが出来る。また、社会福祉士の人数は2014年の時点で約17万人であるが、少子高齢化の進展に伴い、これから福祉職の需要は伸びていくと予想されるので、さらに人数が増えていくと考えられている。

社会福祉士に性別は関係なく、男女平等に国家試験を受けることが出来る。2014年の男女比は女性の方が男性よりも2倍多いが、プライバシーなどの面から、男性の福祉士に相談を望む人も多数いる。

第1章第2節 社会福祉士の役割²

2006年に、国の社会保障審議会福祉部会より「社会福祉士に求められる役割」が示された。これまでの福祉サービス利用に向けた相談援助だけでなく、利用者の持つ能力に応じ、様々な制度や利用者のニーズを満たすために必要な社会資源（人や金、福祉制度によらない団体の取り組み）を活用して、総合的・包括的に援助していくことが社会福祉士に求められている。これらを行うことによって、利用者が尊厳を持って自立生活を営むことが出来るのだ。

老若男女、外国人など、福祉課題を抱えて生活が困難になっている人たちが、社会には存在する。彼らからの損団に応じ、必要に応じてサービス提供をするのが社会福祉士の仕事だ。また、社会福祉士は利用者の持つ能力に応じて、関係する様々な専門職や事業者、ボランティアとの連携を図っていく。社会福祉士だけでは解決できない課題についてはふ

² 赤羽(2015:36-7) 参照

加藤 優人「今後需要が増していく社会福祉士とは」
(2016年1月10日提出 ゼミ卒業論文)

さわしい担当者への仲介人となり、総合的かつ包括的に援助をしていく。

社会福祉士とは職業の名称ではなく、ソーシャルワーカーの国家資格である。ソーシャルワーカーとは、相談援助(個別の相談への対応)、連絡調整(様々な医療・福祉機関などにつないだり、連絡を取る)、社会資源の開発(必要な制度が行えるように社会に働きかける)、人権擁護(全ての人の基本的な権利を守る)、社会への啓発(社会福祉の大切さを人々に伝える)を主な役割とする職業のことだ。精神保健福祉士や、他の基礎資格などでもソーシャルワーカーになることが出来る。少子高齢化や、晩婚化、地方の過疎化など、社会の情勢の変化によって社会的な問題が増えていくので、これからソーシャルワーカーの需要はより一層高まってくる。

第2章 社会福祉士になるには

第2章第1節 様々なルート³

社会福祉士という国家資格を得る為には国家試験を受けなければならない、さらに国家資格を受ける為には一定の条件を満たさなければならない。そのため、社会福祉士を目指す者は用意されたいくつかのルートを選ぶことになる。ルートはそれぞれ福祉系大学に通うルート、福祉系短期大学などで指定科目を履修するルート、一般養成施設ルート、短期養成施設ルートがあり、これらのどれかによって国家試験の受験資格を得ることが出来る。

「福祉系大学などのルート」

福祉系大学などのルートでは、社会福祉学科などを持つ福祉系の4年生大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業し、国家試験を受験することが出来る。このルートを用いて社会福祉士になるケースが多い。

「短期大学などで指定科目を履修するルート」

福祉系短期大学などで指定科目を履修するルートでは、社会福祉を学ぶことが出来る短期大学や専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業し、なおかつ相談援助の実務経験を1年、もしくは2年経験したのちに国家試験を受験することが出来る。

「一般養成施設ルート」

一般養成施設ルートでは、一般大学などを卒業、または福祉事務所や社会福祉施設などにおいて4年以上相談援助の業務に従事した後に、厚生労働大臣が指定する社会福祉士一

³ 赤羽(2015:40-1)および社会福祉振興・試験センター(更新年不明)参照

加藤 優人「今後需要が増していく社会福祉士とは」
(2016年1月10日提出 ゼミ卒業論文)

般養成施設など（多くが専門学校）において1年以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験する。

「短期養成施設ルート」

短期養成施設ルートでは、福祉系大学などにおいて厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業したのちに、厚生労働大臣の指定する社会福祉士短期養成施設など（多くが専門学校）において6カ月以上必要な知識及び技能を修得し、国家試験を受験する。

このようにいくつかのルートが用意されている為、高校受験、大学受験の際に社会福祉士になることを決めた人以外でも、比較的多くの人々が国家試験を受ける要件をそろえることが出来る。

第2章第2節 それぞれのルートの特徴⁴

「福祉系大学」

4年生の1月に国家試験を受験することになり、高校卒業後では最短のルートになる。社会福祉の理論と相談援助の技法、相談援助実習といった理論と実践を同時に学ぶことになる。また、福祉系大学には通学過程と通信教育課程が存在する。一般の大学を卒業した後、3年次に福祉系大学に編入する形で指定科目を履修することも可能だ。

「福祉系短期大学」

2年もしくは3年間指定科目を履修した後、指定施設（児童養護施設や介護老人福祉施設など）において相談援助の実務を2年もしくは1年行い、受験資格を得ることが出来る。福祉系大学よりも学費を抑えることができる。

「専門学校、一般養成施設等」

大学を選ぶ際に福祉系大学を卒業していなくても、一般大学を卒業していれば一般養成施設で受験資格を得ることが出来る。受験対策に力を入れている学校も多い。

第3章 社会福祉士に求められる資質⁵

ソーシャルワーカーである社会福祉士は、様々な課題問題を抱えている人々を支援する職業である。これを、「対人援助職」と言う。ソーシャルワーカーは人とかかわる仕事であ

⁴ 赤羽(2015:42-3) および社会福祉振興・試験センター(更新年不明)参照

⁵ 赤羽(2015:52-3)参照

るということを、まず念頭に置く必要がある。

ソーシャルワーカーに求められる資質は、「思いやり」「他者への関心」「想像力」である。社会福祉士には、相手を思いやり気遣う心が不可欠だ。ソーシャルワーカーは相談援助を業務としているが、それは単に職業だからということで行えることではない。相談者に寄り添い、思いやる心は、ソーシャルワーカーが備えていなければならない資質の一つである。

本当に困難な状況に陥っているのに、誰にも助けを求められない人がいる。例を上げると、「誰かに助けを求めることが恥ずかしいと思う高齢者」「助けを求める手段を持たない子供」などのケースだ。このような人たちの存在に気づくことが大切である。他人に興味関心が無い人は、このような小さな声に気づくことが出来ない。

ソーシャルワーカーは、相談者の困難な状況を改善するために、様々な副詞の制度や機関を活用する。ところが、全ての課題が既存の制度や機関の活用で解決できるわけではない。そのような場合に、これまでに無い新たなサービスを作るために、ソーシャルワーカーが行政などに働きかけることがある。創造する力も、ソーシャルワーカーには求められているのだ。

これらの資質を備えたうえで、社会人としての常識、マナーを修得し、職業人としての意識を持たなければならない。社会福祉士の専門性は、それらを踏まえて成立するのだ。

第4章 様々な職場での具体的な業務

第4章第1節 高齢者福祉施設における社会福祉士の仕事⁶

「高齢者社会福祉施設」とは、高齢者が何かしらの理由によって自宅以外で居住する施設全般を指す。代表的なものに、「養護老人ホーム」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」が挙げられる。

例えば、介護老人福祉施設での「生活相談員」という職種は、利用者の心身の状況や環境などを把握し、利用者またはその家族に対し相談、必要な助言、その他の援助を行う。他にもレクリエーション行事の実施、日常生活を営むのに必要な行政機関などに対する手続き、利用者の家族との連携、交流などの機会、利用者の外出の機会の確保なども行う。社会福祉士がその専門性を生かして生活相談員業務を担っている。また、ケアマネージャー（介護支援専門員）を兼務していることもある。

生活相談員の業務。主に利用者やその家族の相談援助、施設内での他職種間の調整と連携、施設外の他機関との調整と連携に分かれる。例えば、利用者が入所する際の手続き（入所契約）がある。本人や家族が安心して入居できるように丁寧な説明や入所までのスケジュールなどを打ち合わせする。また、苦情やクレームなどがある場合の手続きや、第三者

⁶ 赤羽(2015:56-7)参照

による苦情受付などの制度についても説明する。

介護老人福祉施設は、高齢者の安心できる生活を目指して様々な職種が関わる為、ケアプランを作成し、それに基づいてケアをしていく。そこにかかわっていくのが社会福祉士だ。また、利用者が病院へ入院する際の手続きや再入所といった病院との連携、行政との連絡調整、地域住民との連携、実習やボランティアの受け入れなども行う。社会福祉士は生活相談員という職種を通じて、利用者と人・制度の間に立ち、高齢者が安心した生活を送れるように支援しているのだ。

第4章第2節 障害者の相談支援機関における社会福祉士の仕事⁷

現在の障害者に対する支援は、「障害の有無によって分け隔てられること無く、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障害者の自立および社会参加の支援（障害者基本法）」を行っている。中でも、障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業者や特定相談支援事業者で働く相談支援専門職という職種として、社会福祉士が活躍している。

社会福祉士は、障害者支援施設などに入所している障害児・者が施設を出て、地域で生活するための準備の支援を行う。障害者が住みやすい住居を探すこと、その住居を確保すること、地域移行のための障害者福祉サービス事業者などへの瞳孔支援などを行う。また、単身の障害者等の為に情事の連絡体制を確保し、緊急時の相談に応じ、緊急対応などを行う。

在宅で生活している障害者に対しては、障害者総合支援法に基づくサービスを利用するための支援を行う。この内容は、主に介護給付などの支給決定時にサービス等利用計画を作成することだ。また、単に利用計画の作成だけではなく、障害福祉サービスを利用する障害児・者に対して適切にサービスが提供されているかをチェックする「モニタリング」を行い、計画を見直し、継続サービス利用支援といったサービスを提供している。

第4章第3節 児童福祉施設における社会福祉士の仕事⁸

「児童福祉施設」は、利用する児童などの課題に応じていくつかに分けられる。例えば、障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設、また、保護者のいない児童や虐待されている児童など、用語を必要とする児童を入所させて養護する施設もある。さらに、ひとり親（母親）とその子供を入所させて保護するとともに、自立促進のための生活支援を行い、退所した母親であっても相談その他の援助を行う施設も、児童福祉施設に当たる。さらに、保育所などもこれに該当する。これらの児童福祉施設に置いて、社会福祉士はそれぞれ「児童指導員」「母子支援員」とし

⁷ 赤羽(2015:58-9)参照

⁸ 赤羽(2015:60-1)参照

て活躍している。

児童相談員の業務は、家庭の事情や傷害などの為、児童養護施設や障害児入所施設で生活をしている0～18歳までの児童を保護者に代わり、健全に成長するように生活指導をすることである。生活指導計画の立案や、児童一人一人の課題を解決するケースワークやグループワークを通じての家庭的な援助、児童相談所や学校への連絡、児童の引き取りをめぐる保護者との面接、周囲との調整を行っている。施設を対処するに当たってスムーズに社会で自立できるように支援し、退所後も児童の相談に応じるなど、きめ細やかな援助を行っている。

母子生活支援施設では、母子支援員が配置されている。入所した母親に対して育児や仕事、将来の生活設計や家族問題などの相談に乗り、自立の促進のための生活支援を行う。また、退所した母親であっても、相談その他の援助を行っている。社会的弱者になりやすい、ひとり親家庭の力強い味方になることを目的としている。

第4章第4節 措置制度に基づく高齢者福祉施設での社会福祉士の仕事⁹

現在わが国では、利用者が福祉サービスを利用する際、利用者自身がサービスを選択するシステムが主流となっている。この様に、利用者とサービス提供施設(介護老人福祉施設、有料老人ホームなど)間で契約を結び、サービス利用に至ることを「契約制度」という。これに対して、利用者には選択権が無く、行政がサービス提供施設を決定してサービス利用が開始となるシステムを「措置制度」という。これは、従来の福祉サービスの主な提供方法だった。措置制度は、高齢者分野・児童分野において現在でもわずかながら残っている。社会福祉士は、このような「措置制度」に基づく施設でも働いている。

高齢者分野における措置制度に基づく福祉施設の1つとして「養護老人ホーム」がある。養護老人ホームで働く社会福祉士は、「生活相談員」と呼ばれる。施設への入所希望の相談があった場合、生活相談員は自治体への入所申し込みの援助をする。そして、入所決定時には入所手続きが円滑に進むよう支援する。

養護老人ホームの入所基準は、「環境上の理由及び経済的理由により自宅で生活することが困難」で「身の回りのことは自分でできる高齢者」と定められている為、身体的には自立した高齢者が入所する。しかし、施設入所後に加齢や病気の発症、悪化などに伴い心身機能が低下して要介護状態になる利用者もいる。そのような場合でも、介護保険制度の「居宅サービス」を利用しながら施設生活を継続することが可能となっている。そのため、施設で生活する利用者のニーズは様々であり、その個々のニーズに対応し、利用者が安心して生活することが出来るよう支援することが社会福祉士には求められる。

⁹ 赤羽(2015:62-3)参照

第4章第5節 地域包括支援センターにおける社会福祉士の仕事¹⁰

「地域包括支援センター」は、介護保険法で定められた「包括的支援事業」「介護予防事業」を実施する、地域における中核的な相談機関である。社会福祉士の設置が義務付けられている唯一の福祉機関だ。

地域包括支援センターの社会福祉士の業務は様々だが、代表的なものが2つある。1つは「権利擁護事業」だ。主な内容として「高齢者虐待への対応」と「成年後見制度の利用促進」などが挙げられる。高齢者の虐待の通報、相談を受けると。社会福祉士を含む地域包括支援センターの職員は、ただちに被虐待者と思われる高齢者本人の安否確認、情報収集を行う。そして、市町村の高齢者虐待対応主管課と連携して、被虐待者の保護や「なぜ高齢者虐待が起きてしまったのか」を分析し、課題を洗い出す。課題を1つずつ解決していくことで、二度と高齢者虐待が発生しないように高齢者本人の環境を整えるのだ。まさに、社会福祉士がソーシャルワーカーとして高齢者虐待対応に介入し、高齢者の尊厳を守るのである。成年後見制度とは、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者に、本人の法律行為をサポートする人（成年後見人）を選任する制度だ。

2つ目は「総合相談・支援事業」だ。地域の高齢者の様々な相談を受けるとともに、表面に現れてこない潜在的なニーズを掘り起こし、様々な関係機関や必要なサービスにつなげていく。そのためのネットワーク作りも行っている。

このように、社会福祉士はソーシャルワークを駆使し、地域住民の心身の健康を守り、生活の安心・安定を守る存在なのだ。

第4章第6節 社会福祉協議会における社会福祉士の仕事¹¹

「社会福祉協議会」は、社会福祉法に定められた民間の非営利団体であり、地域住民が安心して暮らすことが出来るよう、様々な事業をとり行っている。全国を圏域として「全国社会福祉協議会」、都道府県ごとに「都道府県社会福祉協議会」、市区町村ごとに「市区町村社会福祉協議会」がある。さらに、各市区町村社会福祉協議会内に、複数の「地区社会福祉協議会」を設けているところもある。そのなかで社会福祉士は、それぞれの事業担当として専門性を発揮している。

市町村社会福祉協議会は、市町村内をいくつかの地区に分け、その地区ごとに社会福祉協議会を設置している。地区社会福祉協議会は、住民同士の見守りや助け合い活動を進めたり、高齢者同士が集い、茶話会などのいきいき・ふれあいサロン活動を行ったり、地域福祉ネットワークの設置や支援を行っている。社会福祉士は、社会福祉協議会に所属し、これらの住民主体の活動を支援する役割を担っている。

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得や高齢者、障害者といった各世帯に対して、資金

¹⁰ 赤羽(2015:64-5)参照

¹¹ 赤羽(2015:66-7)参照

の貸し付けと相談を行うことで経済的な自立と生活の安定を図る制度だ。社会福祉士は面接を通じて、「どうしてお金が必要なのか」「使い道は何なのか」などの理由を聞き、経済的な自立を目指すには何が課題になるのかを明らかにする。そのうえで、貸付資金の返済が可能なのかも検討しつつ、生活再建を支援する。

ボランティアセンターの運営。ボランティアに関する相談やボランティア登録、ボランティア活動を行った際の損害賠償を取り扱うボランティア保険加入の受け付け、ボランティア依頼の受け付けを行っている。社会福祉士は「ボランティア・コーディネーター」としてボランティアを必要としている人とボランティアをしたい人を結びつけ、コーディネートをしている。

第4章第7節 医療機関における社会福祉士の仕事¹²

「医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、調剤薬局など）」で働くソーシャルワーカーは確実に増えてきている。これは19世紀のロンドンを発祥とした歴史と伝統のある「医療ソーシャルワーカー」と呼ばれる仕事で、日本では戦後に普及した。社会福祉の専門的知識と方法を駆使し、医学・医療だけでは解決できない問題を抱える患者や、その家族の権利や生活を守るために活躍している。

医療機関は、医療専門職の免許を持つプロフェッショナルで構成されている職場だが、近年では診療報酬制度に社会福祉士と精神保健福祉士を配置することで具体的な報酬が認められることから、多くの病院や診療所での採用が進んでいる。この診療報酬制度を根拠に、一般的な医療機関のほとんどでは社会福祉士が採用されている。一方、発達障害や認知症高齢者の増加が注目されており、社会福祉士と精神保健福祉士が連携しながら活躍している医療機関も増えている。

医療機関における社会福祉士は、「入院費や通院費の支払い、生活費への不安」「今の状態での退院への不安」「退院後の施設の紹介」「退院後の介護のサービス、施設の紹介」「介護や支援に対する相談」「社会復帰への相談」など様々な相談に対応しているが、近年では医療機関の規模だけでなく、その医療機関や地域によって大きな違いがあることに注意しなければならない。さらに、医療機能の違いによって、入院・退院の相談窓口、患者苦情相談窓口、医療特有の難しい書類を扱う仕事、他の医療機関や福祉機関との連携窓口など、多岐に渡る仕事に従事している。

現在の社会事情を反映して、医療費支払いの困難さ、高齢者の受診や退院後の生活・介護の相談などは増加の一途をたどっている。一方、病気の背景に潜む環境上の問題、家庭内暴力、児童虐待の問題などの早期発見や関係機関と連携する役割が医療機関に期待されている。こうした第一線の役割を担う職業として、社会福祉士が活躍している。

¹² 赤羽(2015:68-9)参照

加藤 優人「今後需要が増していく社会福祉士とは」
(2016年1月10日提出 ゼミ卒業論文)

病気だけでは無い不安や困難を抱える患者や家族に寄り添い、その解決を支援する役割が、医療ソーシャルワーカー・社会福祉士の仕事だ。

第4章第8節 学校における社会福祉士の仕事¹³

「スクールソーシャルワーク」とは、学校を始めとした教育現場でのソーシャルワークを意味する。スクールソーシャルワークは、1906年にニューヨーク市のセツルメント・ハウスでの活動から始まったと言われている。1978年になってから全米ソーシャルワーカー協会(NASW)の1部門として編入され、「スクールソーシャルワーカー(SSW)」という肩書に統一された。

日本では、第二次世界大戦後にスクールソーシャルワーカーが導入され、各地で学校社会事業として実施されてきた。1981年にスタートした埼玉県所沢市における取り組み(校内暴力へ大宝、不登校毛の支援)が、初の組織的な運用と言われている。また、障害児の分野では、1972年、横浜の中村小学校の訪問学級(重度の障害や病気のために学校に通うことが困難な児童生徒のために、教師が週に数回家庭や病院で行う教育的な援助)にスクールソーシャルワーカーが配置された。その後各地に普及し、2008年に文部科学省がスクールソーシャルワーカー活用事業を立ち上げた。

近年、いじめや不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く様々な問題が顕在化しており、教育上の大きな課題となっている。その児童生徒の環境に着目して働きかけることができる人材として、また、学校内外を問わず問題解決を図る為のコーディネーター的な存在として、教育知識に加えて社会福祉などの知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを、教育現場で活用することになった。児童生徒だけでなく、教職員間、保護者、近隣住民などの環境調整を行うことが求められている。

スクールソーシャルワーカーは、地方自治体の教育委員会が公募しており、私立学校でも採用しているところがある。応募資格としては、社会福祉しか精神保健福祉士の資格が必要だが、教職経験者が雇用されている例もある。一部の大学では、「スクールソーシャルワーカー養成課程」を設置しているが、その過程を修了していなくてもスクールソーシャルワーカーに就く人は多くいる。スクールソーシャルワーカーの勤務形態は非常勤で、地域の学校に配属される場合と、教育委員会から派遣される場合がある。また、NPO法人に委託されることもある。

第4章第9節 独立型社会福祉事務所における社旗福祉士の仕事¹⁴

「独立型社会福祉事務所」での社会福祉士は、「独立型社会福祉士」と呼ばれている。公益社団法人日本社会福祉士会では、独立型社会福祉士について、「独立型社会福祉士とは、

¹³ 赤羽(2015:70-1)参照

¹⁴ 赤羽(2015:72-3)参照

加藤 優人「今後需要が増していく社会福祉士とは」
(2016年1月10日提出 ゼミ卒業論文)

地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践するものであり、ソーシャルワークを実践するにあたって、職業倫理と十分な研修と経験を通して培われた高い専門性に基づき、あらかじめ利用者と締結した契約に従って提供する相談援助の内容及びその室に対し責任を負い、相談援助の対価として直接的に、もしくは第三者から報酬を受けるもの」と規定している。

公的機関や民間団体に所属するのではなく、独立して活動するため、その社会福祉士が開業している事務所は「社会福祉事務所」と呼ばれることが多い。機関・団体には拠って立つ根拠法があり、その中で目的や機能が示されている。おのずと支援できる範囲が限られているのが現状だ。社会福祉士が職員として公的機関や民間団体などに所属していると、機関・団体の枠内でしか活動できない。そのため、利用者の思い・ニーズと機関・団体が対立してしまうこともある。利用者に寄り添い、権利を擁護する社会福祉士として活動する1形態として、独立型社会福祉士事務所があるとよい。

主な活動としては、「成年後見受任」やケアマネージャーとして活動する「居宅介護支援」、様々な研修の「講師業」「コンサルテーション」が挙げられる。「成年後見受任」とは、社会福祉士が成年後見人として活動することを主に指す。成年後見人とは判断能力が不十分なため、一人で日常生活を送ることが困難な人に対し、福祉サービスの利用契約や財産管理などの支援を行うもので、家庭裁判所の審判で決まる。

社会福祉士は、身寄りのない認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者が安心して生活するために、本人に代わってその人に合った福祉サービスの利用契約を結ぶことができ、また、利用者の苦情を申し立てることもできる。高齢化が進む現代にあって、その役割はますます求められることだろう。

第4章第10節 福祉事務所における社会福祉士の仕事¹⁵

「福祉事務所」は、福祉六法の中で援護、育成または構成の措置に関する事務をつかさどる「社会福祉法」に基づく第一線の社会福祉行政機関である。都道府県及び市（特別区を含む）に設置が義務付けられており、町村は任意で設置できる。

福祉事務所には、現業員（貧困者に対する支援を行う）や査察指導員（現業員の指導観察）といった、主に生活保護法に基づく援助をする職員が配置されている。また、老人福祉主導主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司などが配置されている場合もある。これらの職には社会福祉士が就き、直接住民に対して相談援助を行う職員として活躍している。例として「現業員」を取りあげると、社会福祉法では「援護、育成または構成の措置を要する者等の家庭を訪問し、または訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要性の有無及びその種類を判断し、本人に対し生

¹⁵ 赤羽(2015:74-5)参照

加藤 優人「今後需要が増していく社会福祉士とは」
(2016年1月10日提出 ゼミ卒業論文)

活指導を行う等の事務を司る」とある。生活保護を受給する住民は、精神疾患や高齢者などの傷病、DV、虐待、多重債務、若年無業者、引きこもりなど、多様な問題を抱えている。社会福祉士は、福祉事務職員として生活保護法などの制度を活用し、貧困者などの自立を目指す重要な役割を果たしている。

第4章第11節 児童相談所における社会福祉士の仕事

「児童相談所」は、18歳未満の児童に関する問題について保護者や関係機関などからの相談に応じ、最も適した援助や指導を行うことを目的として設置された「児童福祉機関」である。児童相談所で対応する相談件数は増加傾向にあり、特に「養護相談」に含まれる児童虐待に関する相談が増えている。児童相談所は、都道府県並びに指定都市に設置が義務付けられており、2014年4月の時点で全国に207か所に設置されている。

児童相談所には、「総務課」「相談課」「措置課」「判定課」「児童虐待支援課」及び「一時保護所」が設置されている。職員は、医師、保健師、ケースワークを行う児童福祉司、心理判定を行う児童心理司、一時保護所職員として児童指導員のほか、保育士などの福祉専門職や栄養士、調理師が働いている。そのほか、児童虐待防止に専従する専門スタッフとして、常勤ではないが「児童虐待対応協力員」や「弁護士」、電話による相談を受ける「電話相談員」も配置されている。社会福祉士は、児童福祉司・児童相談員として業務に就くことになる。

「児童福祉司」の支援の対象は、児童だけでなく保護者も含まれる。彼らの相談に応じ、必要な調査・社会診断を行い、児童・保護者・関係者に必要な指導をする。これは、社会福祉士、精神保健福祉士が対象者の相談援助を行う専門職であると社会的に認められていることを意味している。

おわりに

80年前後続く人生、いつ何時道に躓き、社会的弱者になってしまうかは分からない。ほんの昨日までは順風満帆な生活を送っていたとしても、事故や、その他さまざまなほんの小さな出来事で状況は一変してしまう。そうやって社会的に弱者になってしまった人々を援助するのが社会福祉士でありソーシャルワーカーだ。特に目的も無くなんとなく営業や事務で仕事をしているのなら、一度少しだけ福祉の道を考えてみるのもいいのかもしれない。

高齢者福祉の面で考えてみると、介護職員と違って社会福祉士は直接的な介護を行うことは無い。必要に迫られて緊急的に介護を行うことが無いとは言えないが、それでも通常業務には含まれていない。福祉に興味はあるが、介護は抵抗があるというのであれば、ぜひ社会福祉士およびその他の福祉士について興味を持ってほしい。

他人を援助するという事は、同時に援助の仕方について詳しくなるということでもあ

加藤 優人「今後需要が増していく社会福祉士とは」
(2016年1月10日提出 ゼミ卒業論文)

る。自分が社会的弱者になってしまった時のことを考えると、どんなサービス、援助を、どうやったら受けることができるのかということを経験を通して知ることが出来るので、やってくるかもしれない事故、必ず訪れる老後の将来に向けて、備えておくのもいいだろう。

【参考文献】

【書籍】

赤羽克子(2015)『3 福祉士の仕事分かる本』日本実業出版社

【Web コンテンツ】

社会福祉振興・試験センター(更新年不明)「[社会福祉士国家試験]資格取得ルート図：公

益財団法人 社会福祉振興・試験センター」

<http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/route.html>、2016年1月7日閲覧

日本社会福祉会(更新年不明)「社会福祉士の仕事」

https://www.jacsw.or.jp/01_csw/04_cswtoha/shigoto.html、2016年1月7日閲覧